事故報告

１．根拠法令等

介護サービス提供時に発生した事故等については、以下の基準等で、必要な措置を講じなければならないと規定されています。

・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

・指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

２．事故報告手順

事故が発生した場合は「介護サービス事業者における事故報告マニュアル」（鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室令和４年 10 月 13 日改定）及び「介護保険サービス事業者における事故報告マニュアルについて」（令和４年８月 19 日付け西之表市高齢者支援課長通知）に基づき報告を行ってください。

※「介護サービス事業者における事故報告マニュアル」において、新型コロナウイルス感染症については、報告の対象としない。とありますが、当市においては下記の場合に限り新型コロナウイルス感染症についても報告の対象とします。

ア） 同一の感染症や食中毒による、又はそれらが疑われる死亡者や重篤患者が 1 週間以内に２名以上発生した場合

イ） 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ） ア）及びイ）に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長（管理者）が報告を必要と認めた場合

３．その他

・記載例については、鹿児島県が作成している記載例と標準様式を当課のホームページにも掲載しておりますので、適宜ご参照ください。

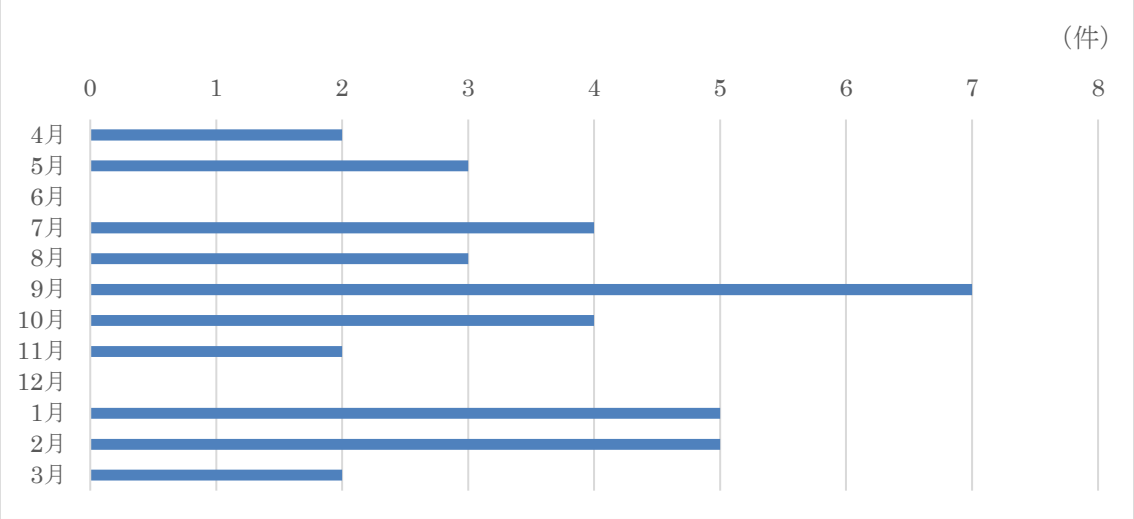
〇事故報告について



４．令和７年度の事故報告の集計結果について

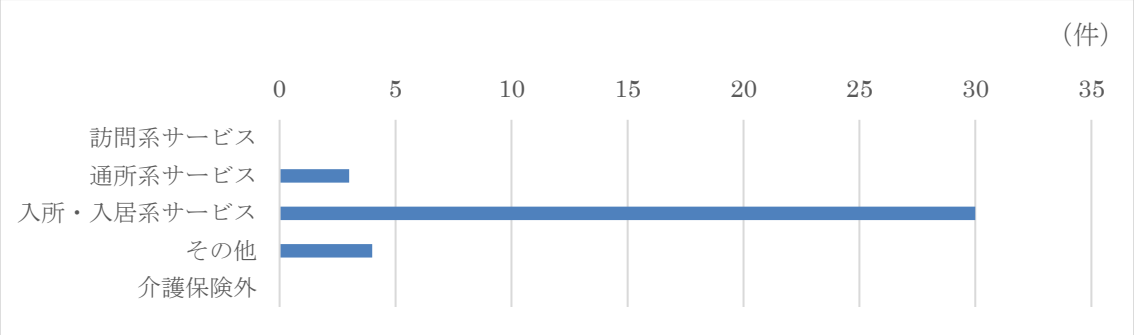
令和７年度中に保険者（西之表市）へ提出された事故報告書は 37 件（第２報以降の件数は含めず。）でした。前年度比 14 件の増となっています。

（１） 事故の月別発生件数



（※感染症は発症ではなく、判明したとき）

（２） サービス種別ごとの事故件数



入所・入居系サービスが最も多く、30 件でした。

○訪問系サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等

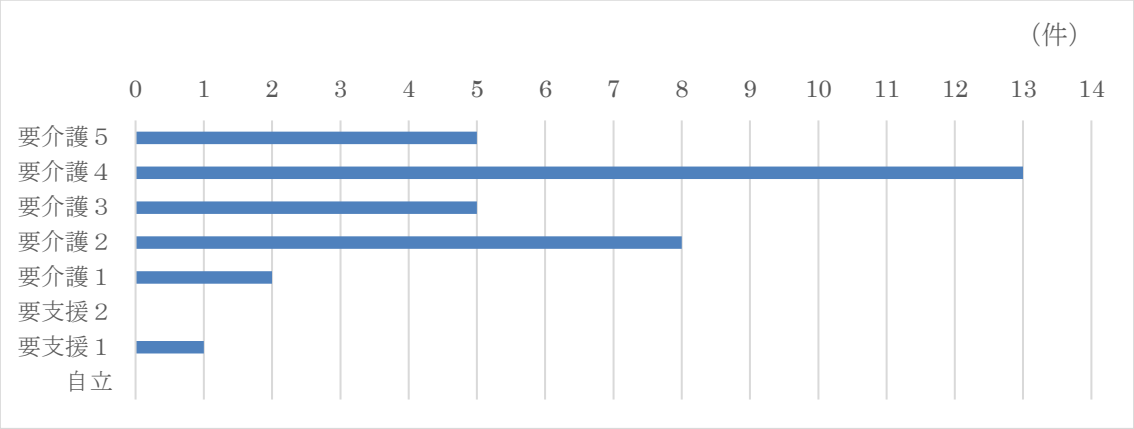
○通所系サービス：通所介護、通所リハビリテーション等

○入所・入居系サービス：認知症対応型共同生活介護、老人福祉施設、老人保健施設等

○その他：居宅介護支援、福祉用具貸与・特定福祉用具販売、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等

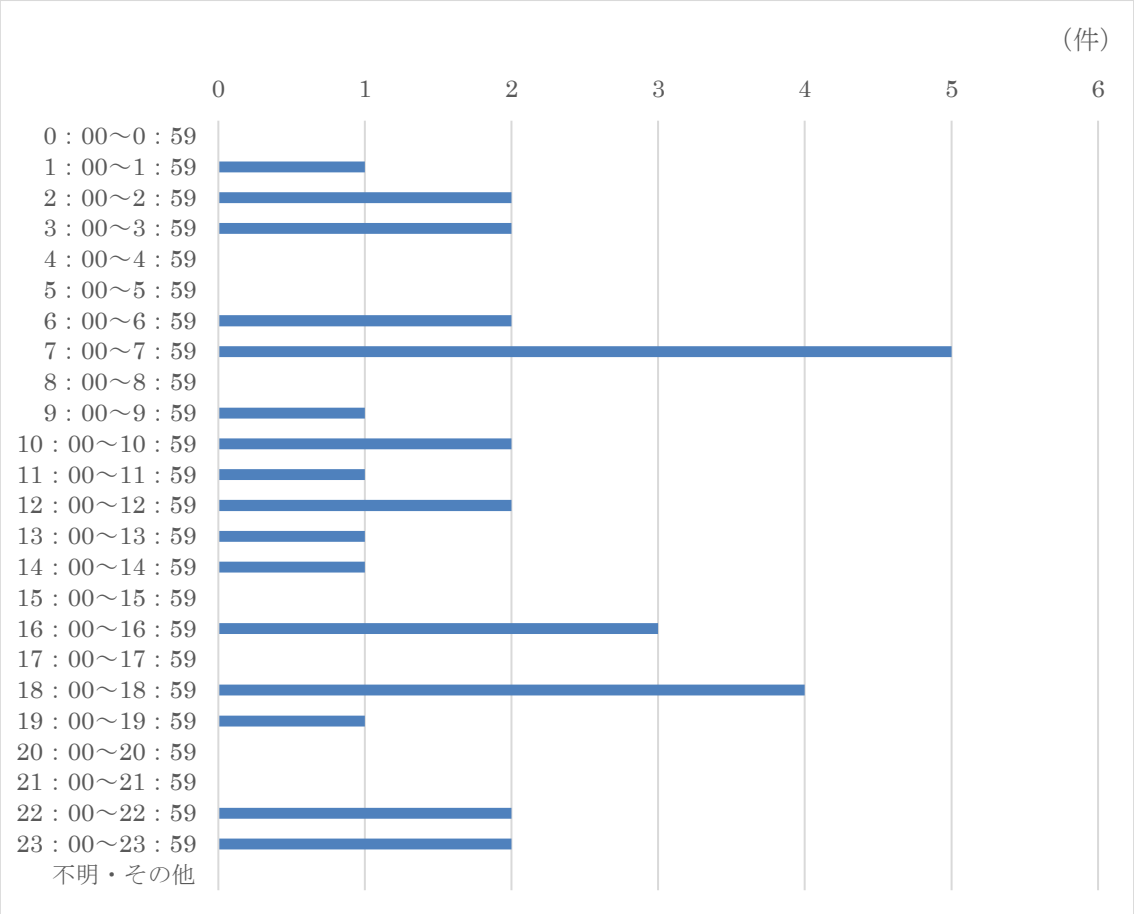
○介護保険外：サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム等

（３）事故対象者の介護度別件数



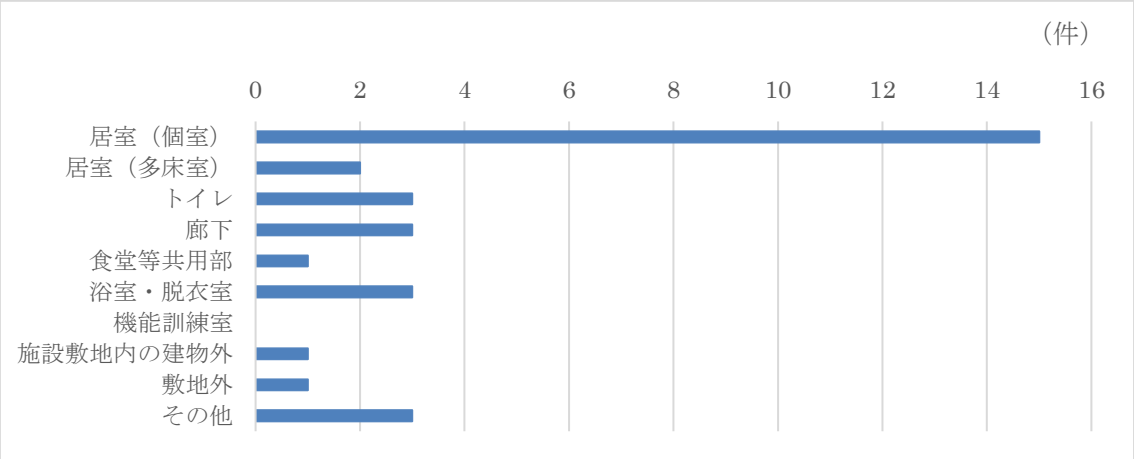
※ 事故種別がコロナ感染症等の場合、利用者等に限る。

（４）事故の発生時間帯



時間による大きな差はみられませんでした。

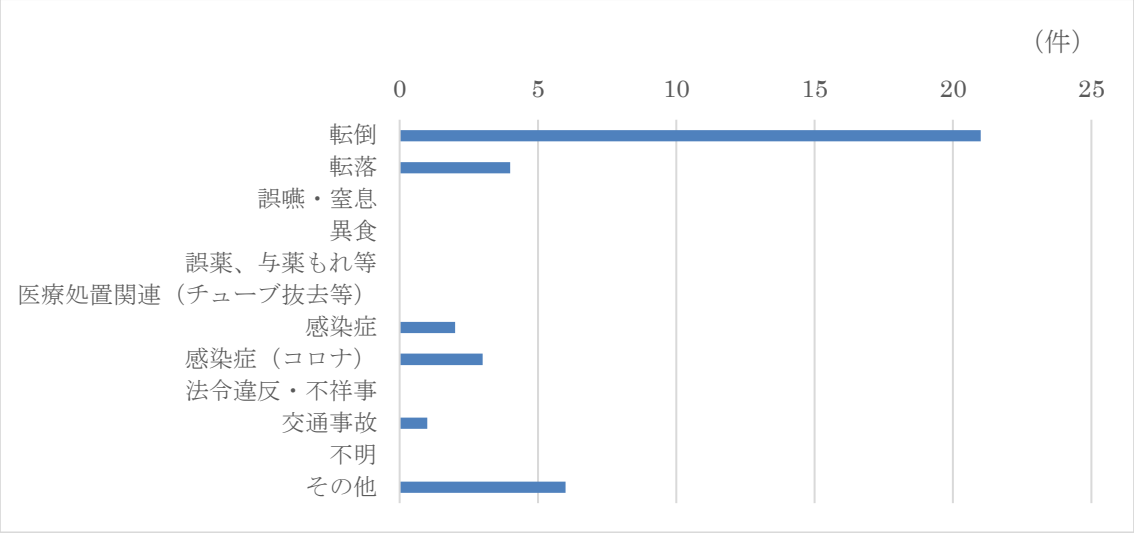
（５）事故の発生場所



※ 事故種別がコロナ感染症等の場合を除く。

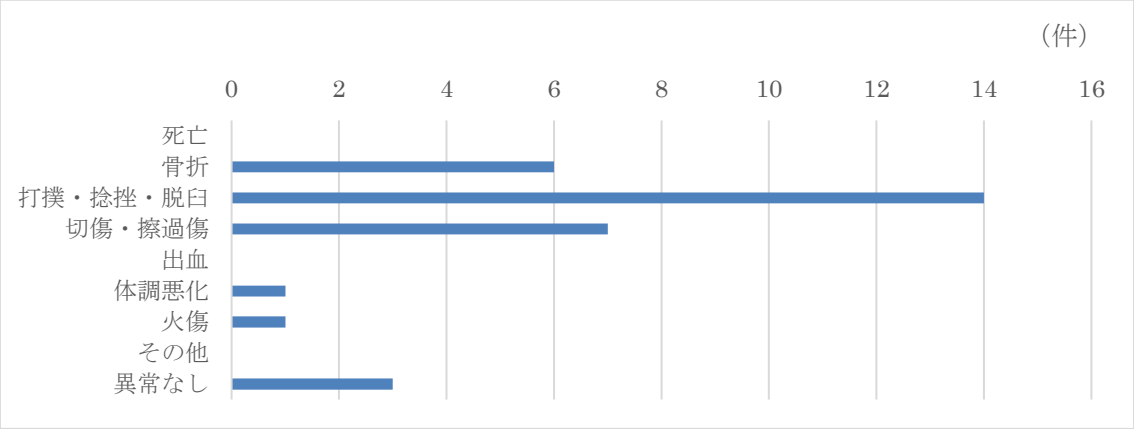
居室（個室）が最も多く、15 件でした。

（６）事故の種別



全体の 57%（21 件）が転倒でした。

（７） 事故の結果



※ 事故種別がコロナ感染症等の場合を除く。

（再診後の変化含めず）

打撲・捻挫・脱臼（14 件）が最も多く、次いで切傷・擦過傷（７件）であり、全体の 65%を占めています。